

令和 8 年度神戸市障害者優先調達推進方針

令和 8 年 4 月 1 日
神戸市長 決定

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下、「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、神戸市が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための基本的事項を定めるものである。

なお、本方針において使用する用語は、特に定めのないものについては、法の例によるものとする。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

（１）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義

法は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下、「物品等」という。）に対する需要の増進等を図り、もって障害者の自立の促進に資することを目的としたものである。

神戸市においても、率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これと呼び水とすることにより、民間部門へも取り組みの輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する需要を増進することが重要である。

（２）基本的考え方

国及び独立行政法人等は、法第 3 条の規定に基づき、物品等の調達にあたっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等からの物品等を調達するよう努めなければならないこととされている。

また、法第 9 条の規定に基づき、地方公共団体は、毎年度、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

これらを踏まえ、神戸市においては、具体的には以下のような基本的考え方にとり、調達を行うものとする。

- ① 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義を踏まえ、分野を限定することなく調達に努めるものとする。
- ② 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する施策の実施にあたっては、他の施策や行政目的との調和を図るものとする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

- ① 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。具体的には、神戸市内の障害者就労施設等における提供可能な物品等は非常に多岐にわたっていることから、障害者就労施設等からの調達の可能性について、幅広く検討を行ったうえで、調達を実施するものとする。
- ② 神戸市内に所在する障害者就労施設等からの調達を促進することにより、神戸市域における障害者就労施設等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。なお、障害者就労支援施設等からの直接的な調達のみならず、「神戸ふれあい工房」及び「兵庫セルフセンター」を通じた間接的な調達についても、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとする。

(2) 調達にあたり留意すべき点

- ① 予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保や適正履行の確保のほか、中小企業等の健全な受注環境に悪影響を及ぼさないこと等他の施策や行政目的との調和に留意するものとする。
- ② 調達にあたっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。また、求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際その他の契約の実施の際には、障害者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意するものとする。
- ③ 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

3 障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

透明性の向上及び公正な競争の確保に留意しつつ、障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供を促進するため、次の措置を講ずる。

- ① 一般競争入札等による調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。
- ② 調達の計画が可能な物品等について、当該計画を障害者就労施設等に提供するための仕組みを検討していくものとする。
- ③ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等の入札等が円滑に行われるよう、必

要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。

4 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) 適用範囲・適用期間

- ① 本方針は、市の全ての組織に適用する。
- ② 本方針は、令和8年度予算執行について適用する。

(2) 目標設定

神戸市内の中小企業等に配慮しつつ、各局室区において、調達実績額が令和7年度を上回ることを目標とする。

なお、各局室区においては、福祉局が提供する発注検討資料や、「神戸ふれあい工房」などを活用しながら、調達目標の達成に努めるものとする。

(3) 調達実績の概要のとりまとめ及び公表

- ① 障害者就労施設等が供給する物品等の調達実績について、会計年度終了後、速やかに調達実績の概要をとりまとめ、公表する。
- ② 調達実績の概要のとりまとめ及び公表は、各局室区の協力を得て、福祉局障害福祉課が行うものとする。

(4) 周知及び啓発

法の趣旨や本方針について、庁内に対して適宜、情報提供を行うとともに、市民・事業者に対し、障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報を提供するなど周知及び啓発に努め、協働して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するものとする。

(5) 外郭団体に対する協力要請

外郭団体（本市が25%以上を出資又は出捐する法人のほか、本市と人的又は資金的及び業務的に密接な関係を有する法人）に対して、本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の取り組みへの協力を要請する。

(6) 公契約における障害者の就業を促進するための措置

法第10条第2項の規定に基づき、地方公共団体は、公契約における競争参加資格を定めるにあたって、法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等、障害者の就業を促進するための必要な措置について、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとされていることから、神戸市における対応について検討を進めていくものとする。